第十一条の五第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「事業の用」の下に「（次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める事業の用に限る。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　特定住宅被災市町村の区域のうち東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する政令で定める区域（次号において「復興推進区域」という。）内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された事業

二　特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された事業（令和三年三月三十一日において当該計画に記載されていたものに限る。）

第十一条の六の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第十二条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第十一条第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同号の下欄のイ中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）」を「東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域」に、「特定被災区域内」を「当該区域内」に改め、同条第六項の表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「第六号」を「第四号」に改め、同条第八項中「第十九条各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第十三条の三及び第十五条から第十六条の二までを削る。

第十六条の三第一項中「第十五条第一項に規定する棚卸資産等」を「棚卸資産、固定資産（法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。）その他の政令で定める資産」に、「法人税法」を「同法」に改め、第三章中同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十六条　削除

第十七条第一項中「（以下」を「（平成二十三年法律第二十九号。以下」に改める。

第十七条の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、東日本大震災復興特別区域法」を「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項及び次項において同じ。）の指定を受けた法人が、同法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「、当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定を受けた復興推進計画（以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。）に定められた特定復興産業集積区域（同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において産業集積事業（同法第二条第三項第二号イに掲げる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは建築物整備事業（同号ロに掲げる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあっては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を」を「特定機械装置等を」に、「区域内において当該法人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において当該法人の当該産業集積事業又は建築物整備事業」に、「当該事業」を「これらの事業」に、「同項」を「次項」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、「特別償却限度額」の下に「（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を加え、同項の表を削り、同条第二項中「前項の表の各号の第一欄に掲げる」を「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた」に、「、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「、当該認定地方公共団体の作成した当該指定に係る認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業」を「又は当該特定復興産業集積区域内において産業集積事業若しくは建築物整備事業」に、「区域内において当該法人の当該各号の第三欄に掲げる事業」を「特定復興産業集積区域内において当該法人の当該産業集積事業又は建築物整備事業」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に、「同項」を「前項」に改め、「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、「当該事業」を「これらの事業」に、「に税額控除率を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」に、「第四項第三号」を「第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

第十七条の二第五項中「同項の表の各号の第一欄に掲げる」を削り、「当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第六項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第七項中「第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に、「、第二項」を「、同項」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、同条第九項中「確定申告書に」の下に「第三項に規定する」を加え、「第四項第三号」を「第四項」に、「なる」を「なる同項に規定する」に改め、同条第十項中「税務署長は、」の下に「第三項に規定する」を加え、「第四項第三号」を「第四項」に改め、同条第十四項中「、第四十二条の五第二項」及び「、第四十二条の十二の三第二項及び第三項」を削り、「第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の六第二項、第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改める。

第十七条の二の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含